

津久見市介護保険事業者における事故報告ガイドライン

<介護保険被保険者等に係る事故報告について>

介護サービス提供中に事故が発生した場合は以下の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が介護保険事業者には求められています。

1. サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに津久見市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。（居宅サービス）

施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに津久見市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。（施設サービス）

2. 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

I. 報告を要する事故等

介護保険事業者は次の①～④に該当する場合、津久見市等へ報告する。

項目	対象事例
① サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故	ア 職員（従業員）の故意又は過失の有無にかかわらず、外部の医療機関で治療を受けた場合（施設内での同程度の治療を含む） ※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除くが、対応に問題があった場合等は所属長の判断で報告する イ ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合及び利用者に見舞金や賠償金を支払う場合
② 食中毒及び感染症等の発生	法令により保健所等へ通報が義務付けられている感染症等の場合
③ 職員（従業員）の法令違反・不祥事件等	利用者の処遇に影響がある場合 例) 利用者からの預かり金の着服や横領等
④ その他、報告が必要と認められる事故	例) 利用者等の保有する財産を滅失させた等

2. 報告の方法

- (1) 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに事故報告書を作成し、津久見市へ報告する。
- (2) 報告の様式は、別添「介護保険事業者事故等報告書」とする。

3. 報告先

津久見市への報告先は下記の通りとする。また、被保険者が津久見市以外の保険者であるときは、当該保険者にも合わせて報告することとする。なお、報告の際は、利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意することとする。

報告先

津久見市長寿支援課高齢者介護保険班

TEL 0972-82-9533

※死亡事故の場合は県庁へも合わせて報告すること

報告先

大分県福祉保健部高齢者福祉課介護サービス事業班

TEL 097-506-2684